

書籍「条例のある街」を読んで

昨年12月14日に障害者の権利条約が国連総会で採択された。

今後、世界各国はこの条約批准のために国内法の整備に動くことになる。

その具体的な法としては、裏返せば、いわゆる障害者差別禁止法というようなものであろう。

この側面には、当HPでも触れたことがある（「雑学BN」のマスコミ等コメント関係（Ⅲ）P、2006.06.29.「番組：『障害者差別禁止法・試案から』を見て」：参照）。

先進国の多くには障害者差別禁止法が既にあるが、日本にはなく国連から勧告されているが、次第に国内法の整備が進んで行くものと思うが、その先駆けとなるであろう「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくりの条例」が昨年10月11日に千葉県議会で可決された。

この条例成立経緯に関する書籍「条例のある街－障害のある人もない人も暮らしやすい時代に－」が今月の22日に発刊されたことを知り、早速購読した。

著者は知的障害児の父親であり、この条例原案作りの研究会座長も務めた人であった。

また、全国紙のジャーナリストでもあるだけに、その視点からのルポの書とも云えるものであった。

条例のタイトルに「差別」という語彙を入れなかった条例制定の理念にも触れられている。

研究会は、県内からまずいわゆる差別事例の収集から始め、県内で多くのタウンミーティングを行い、県民の色々な意見を調整しながら原案作りを行ったよう。

また、県の条例は県議会の採択が必要なだけに、原案が県議会内の各党派の駆け引きで修正せざるをえなかった経緯にも触れ、付帯資料として原案と成立条例の対照表まで記載されていた。

収集した差別事例の中には、耳を疑いたくなるような事例も。

こんな事例がまかり通る我々の住む社会とは如何に未熟な社会であり、また、条例は各現法の枠内で制定との制約もあるだけに、やはり法の整備が必要とつくづく思った。

国連総会で採択のように障害者の権利保障のための法整備は世界各国のすう勢なだけに、障害児・者に関係ある、なしに拘わらず、その理解への書としては適切と思うので、本書のご一読をお勧めします。